

## 情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第42回）議事録

1 日時 平成30年4月10日(火) 14時00分～14時45分

2 場所 総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、石戸 奈々子、  
泉本 小夜子、熊谷 亮丸、知野 恵子、森川 博之（以上7名）

(2) 総務省

（総合通信基盤局）

渡辺 克也（局長）、古市 裕久（電気通信事業部長）、  
小笠原 陽一（総務課長）、竹村 晃一（事業政策課長）、  
松井 正幸（事業政策課市場評価企画官）、  
安東 高德（事業政策課調査官）、藤野 克（料金サービス課長）、  
荻原 直彦（電気通信技術システム課長）、深堀 道子（番号企画室長）

(3) 事務局

後潟 浩一郎（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

(1) 諮問事項

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について

【平成30年4月10日付け諮問第1228号】

(2) 報告事項

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について

## 開 会

○山内部会長　それでは、ただいまから、第42回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

出席状況でございますが、本日は委員8名中7名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

## 諮問事項

「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について

【平成30年4月10日付け諮問第1228号】

○山内部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題でございますが、諮問事項が1件、それから報告事項が1件というふうになっております。

まず初めに、諮問第1228号「固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方」について、これを審議いたします。

本件につきましては情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして当部会に付託されております。

それでは内容について総務省よりご説明をお願いいたします。よろしく願いいたします。

○深堀番号企画室長　総務省番号企画室でございます。資料42-1-2に基づきましてご説明させていただきます。

固定電話番号を利用する転送電話サービスの在り方についてでございますが、1ページ目をおめくりいただきますと、固定電話の現状ということでグラフがございます。ごらんになっていただきますと、メタル電話につきましては契約数ピーク数から約4,000万減少しております、減少しているということでありまして、一方でO A B～J I P電話の契約数につきましてはこの5年間で約1.5倍増加しているということで、増加傾向でございます。総体といたしまして、固定電話全体としましては微減ではございますけれども、ほぼ横ばいとなっております。

2 ページ目に参りまして、番号による識別性についてでございます。現行の電気通信事業法では電気通信事業者は電気通信番号を総務省令で定める基準に適合させるということが求められております。具体的には電気通信事業法の第50条におきまして、「電気通信事業者及び利用者が電気通信設備の識別又は電気通信役務の種類若しくは内容の識別を明確かつ容易にできる」ことということが規定されております。特に固定電話番号につきましては、IP時代における電気通信番号の在り方に関する研究会などでも指摘されておりますように、利用者から見た場合に発着信に用いられる番号により、地理的識別性ですとか、サービスの識別性、通話、通話品質の識別性、社会的信頼性といったものを確保する役割を担っているとされてきております。

固定電話番号でございますけれども、全国あまねく利用されているというサービスでございます。固定電話網の円滑な移行の在り方の一次答申にもありますとおり、地域の住宅、事務所ですとか、ビジネス、学校、公共機関といった拠点との基本的な通信のための手段として社会経済活動に不可欠な基盤として利用されております。

3 ページに参りまして、地理的識別性についてでございます。固定電話番号につきましては、市外局番、市内局番、加入者番号で構成されておきまして、市外局番を見ることによって地域ごとに異なる番号を利用しております。こちらは番号区画というものが全国に約580ございまして、それごとに違う市外局番となっております。このため、端末が設置されている地域をおおよそ特定することが可能になっておきまして、着信側におきましては発信者の番号を見て、発信側の番号を特定することができるようになっておきまして、地理的識別性が確保されております。

4 ページ目に参りまして、サービスの識別性でございますけれども、例えば03などの番号であれば固定電話である、また080、090であれば携帯電話であるといったように、番号によってサービスの種類の識別が可能といった番号体系となっております。サービスの種類によりまして提供条件というものが異なってきておきまして、固定電話番号に関しましては、例えば緊急通報の機能ですとか、設備の損壊、故障対策などの高い信頼性の確保というのが求められておきまして、緊急時ですとか、災害のときにも、連絡手段、ライフラインとして役割を担ってきております。

5 ページ目に参りまして、通話品質の識別性でございますけれども、現行の制度におきましては、事業用電気通信設備規則におきまして、固定電話、携帯電話、IP電話などのサービスごとに異なる技術基準というものが定められておきまして、番号によって

通話品質を識別するということが可能になっております。中でも特に固定電話番号につきましてはほかの電話に比べて高い通話品質というものが求められておきまして、今後のIP網への移行におきましても、現在と同等の水準の高い通話品質を確保するということが求められております。

6ページ目に参りまして、社会的信頼性でございますけれども、固定電話番号につきましては、端末の設置場所を固定して提供されるサービスということで利用されておきまして、利用者の所在地を特定することができるということで、通話の相手を知らない場合であっても、一定の社会的な信頼性というものが確保されてきております。また、着信側に対して発信者番号というものが適切に表示されるということも社会的信頼性の識別性の確保に一定の役割を担ってきているところでございます。

7ページ目に参りまして、他方、転送電話につきましてご説明させていただきます。転送電話についてですけれども、大きく分けて2種類のサービスが提供されております。1つは発信転送でございますけれども、これはあらかじめ転送を登録された電話からの発信通話を、転送元の電話番号を経由して、着信先に転送するというものになります。もう一つは着信転送でございますが、これは特定の電話番号に着信した通話を、あらかじめ登録された電話に転送していくというものになります。これらの仕組みを利用することによりまして、発信に使う番号のサービスと着信側に表示される番号のサービスが異なってくるですとか、あるいは着信側に表示される番号の示す地域とは異なる場所から発信するといったことが可能となっております。

8ページ目をごらんになっていただきますと、特に固定電話番号に関しましては、例えば過去に行われた利用者アンケートの調査などを見ますと、7割を超える方々が固定電話番号の地理的識別性は重要であるというふうに回答されていますが、一方で、転送サービスにつきましても一定のニーズというものが存在しておきまして、従来から法人や個人向けのさまざまな転送サービスというものが提供されているところでございます。

こちらの例にありますように、例えば職員の外出の際ですとか、テレワークの場合にも、職場の固定電話番号を使って発着信を行うといったような法人向けのサービスというものが実際に行われております。

9ページ目に参りまして、現在、多様な電気通信事業者の方々が転送電話サービスというものを行われておきまして、ほかの電気通信事業者から指定を受けられた固定電話番号を利用して卸のような形で転送電話サービスを行われているといった事業者さんも

増加しております。特に最近増えておりますのは、スマートフォンのアプリケーションなどを利用してインターネット等を経由して転送を行うサービスというものも増えてきております。

10ページ目に参りまして、特に転送電話についてさまざまなサービスが提供されるようになってきておりますけれども、特に地理的識別性に関しまして、転送電話サービスを利用する契約者の拠点と固定回線の設置の関係に関しましてさまざまな事例が出てきているところでございます。

事例1ですけれども、こちらは番号区画内に契約者の方の住所があって、固定回線も設置された上で転送を行っているというものでございまして、こちらは従来の加入電話と同様の形態となります。

事例2でございましてけれども、こちらは近年増加してきているサービスですけれども、番号区画内に契約者の住所は存在していますけれども、契約者の住所、拠点に固定回線は設置されていないということで、同一番号区画内にあるクラウドPBXなどを利用して転送電話サービスを行っているということになります。

事例3ですけれども、こちらは番号区画内に契約者の住所があるということを確認していない。さらに契約者の拠点にも固定回線は設置されていないという形態でサービスが行われております。3番目のようなサービスにつきましては、例えば日本全国どこにいてもスマートフォンなどを利用することによって03番号を利用するということが可能になっております。

12ページに参りまして、課題でございましてけれども、現在、多様な固定電話番号を利用する転送サービスというものが利用されるようになってきておりますけれども、他方で転送電話契約者以外の一般の利用者の方々から見たときに転送されているか否かというものがわからない場合に、番号による識別という観点でさまざまな課題が想定されるようになってきております。例えばですけれども、転送電話を利用することで実際に発着信を行う番号区画とは異なる固定電話番号を表示するということが可能になっておりますけれども、地理的識別の観点からこれをどう考えるかですとか、固定電話以外のサービス、例えば携帯電話やIP電話、また、インターネット経由の発着信であっても固定電話番号で発着信することができるようになりますけれども、サービス識別性の観点からこれをどう考えるか。また、特にインターネットを経由して固定電話番号による発着信を行う場合ですけれども、ネットワークの状況等によって通話品質の保証がない。

通話が聞き取りにくいですとか、途中で切れてしまうなどの可能性があるということについてどう考えるかといったことが考えられます。利用者の利益を確保しつつ、番号の適正な利用を図るという観点からは番号の識別性といったものを一定程度確保していくことが必要ではないかとも考えられるところですが、これらについて検討が必要ではないかと考えられます。

最後に13ページになりますけれども、検討スケジュールでございますが、本件につきまして、今後、電気通信番号政策委員会におきましてヒアリングですとか、論点整理等の検討を行いまして、本年夏ごろに答申案、委員会としての報告書の取りまとめ、また、意見募集を経て、今年秋ごろに答申の取りまとめということで予定してございます。簡単でございますが、以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等があればご発言を願いますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、石戸委員。

○石戸委員　　石戸です。ご説明いただき、ありがとうございます。ちょっと私、わからなかったので質問したいなと思うんですけど、要は固定電話番号を使う転送サービスに何らかの規制を入れるという話なんだと思うんですが、お話を伺っていると、テレワークの例をはじめ転送サービスによって利便性が上がり、ビジネスが広がり、要は電話の効用が上がっている。場合によってはより広げるべきサービスという考え方もできるのではないかというふうに聞こえてしまったのですが、社会的信頼性が下がるということではなかったんですが、それによって具体的などんな被害というか、誰がどんな被害に遭っているのかみたいなことはどういうところがあるんでしょうか。

○深堀番号企画室長　　ご質問ありがとうございます。ご指摘のとおり、転送サービス自体は従来から行われてきているものですし、特に働き方改革のような流れの中で便利に使っていただけるというものではあると思います。実際に転送電話サービスを使われる契約者の方にとっては非常に便利なサービスであるということは疑いを入れないんですけども、ただ一方で、一般の利用者の方ですね。転送電話サービスの契約者ではない、普通の利用者の方からごらんになったときに、03番号のようなものを使う音声通話サービスであるということになりますので、そこが転送されているということの認識が、識別できない場合に不利益が起る可能性があるのではないかと考えてございます。

具体的にはおそらく皆さん多くの方がご経験されているかもしれないですけども、見知らぬ人から電話がかかってきた場合などにどういう判断をするかということなんですけれども、例えば発信者番号が表示されていない場合ですとか、携帯電話番号が表示されている場合といった場合に、これは知り合いの方でなければもしかしたら怪しい人かもしれないということで電話に出るのを差し控えるといったことも考えられるわけなんですけれども、それが固定電話番号が表示されているような場合には、時として何か用事があるのかもしれないと思って出てしまうといったようなことがあるのではないかと思います。最も顕著な事例ということで申し上げますと、いわゆる振り込め詐欺のようなものにつきましては仕組みとして転送電話のような仕組みを使うことによりまして、あえて相手を信頼させるために03といった番号を表示させるということをやっておりますので、それが最も顕著な例ということになるかと思えます。

○山内部会長 石戸委員、よろしいですか。

○石戸委員 はい。ありがとうございます。

○相田部会長代理 じゃ、ちょっとよろしいですか。

○山内部会長 どうぞ。

○相田部会長代理 なかなかこれは難しい問題で、原理的にこうという話でなくて、ほんとうに社会重要性がどうかということなんですけれども、やっぱり発信転送と着信転送、それからサービスを契約している人が個人なのか法人なのかとか、そういうことでいろいろ違ってくると思うんですけれども、今知られている中でそれこそ一番よくないケースとしては、こういう発信転送サービスをインターネットの上で誰でも使えるようにしていると。ユーザーのチェックもしないということだと、誰でも03番号かなんかで電話がかけられてしまうと。

電話サービスの番号の考え方として、着信側で表示された番号にかけ直せば、同じ人、あるいは同じ会社につながるというのが従来からの考え方なわけなんですけれども、そういうようなサービスは、誰でも好きなときにこの番号をつけてかけられるけれども、この番号からかかってきたってその人にかへしても全然つながらないと。そういうことが起こり得るわけで、それはちょっとまずいんじゃないかということで、これから検討することになるわけなんですけれども、そういう誰でも使えるような状態にするんじゃなくて、番号を契約している人の本人確認を必ず行ってくださいねとか、それから、ほんとうにその人がそこに最低限住所があるのか、携帯電話でも最初に住所の確認とか行うわけで

すけれども、それと同じように、03番号が欲しいんだったら、ほんとうに東京都内にちゃんと住んでいる人なのか、まずはそれを確認してくださいとか、そういう最低限のルールは要るのではないかなということ、それがどの線なのかというのはこれから検討するところですが、全く何でもいいということではやっぱりないだろうということ、それをこれから考えないといけないということだと思います。

○山内部会長　どうぞ、泉本委員。

○泉本委員　済みません。今のご説明で追加でご質問したいんですけども、11ページの絵で言うと、真ん中の転送元という03-a a a a-b b b b、この番号が今の相田先生のご説明だと、インターネット上で誰でも使えちゃうというんですけど、この番号自体は最初に誰に付与されたものということなんですか。ダミーの番号ではないですね。ちょっとそこがわからなかったんですけど。

○相田部会長代理　例えばということですが、今回検討しているのは実際の転送電話をなりわいとしているサービスということになるかと思えますけれども、そこがいわゆる転送装置、内線交換機相当のものをどこかに置いて、そこに回線を引っ張ってくる必要がありますから、東京大学が5841の局番を持っているのと同じように、そこでもらってくるわけですね。今度、そこで、お客さんを募って、そのお客さんに、じゃ、あなたはこの番号ですよと渡すということになるわけですが、そのお客さんに渡したつもりでも、実際にお客さんの本人確認をあまりやってないと、ある特定のお客さんに使ってもらったつもり番号というのを第三者が使っている可能性とかいうのも起きかねないということになるわけですね。

○泉本委員　わかりました。どうもありがとうございました。

○山内部会長　熊谷委員、どうぞ。

○熊谷委員　どうもありがとうございます。今、相田先生がおっしゃったとおり、私は、これはバランスをとった、かなりきめ細かい議論をやる必要があるんじゃないかと考えていて、その際に、2つの座標軸を踏まえる必要があると思います。

1点目としては、固定電話は地域の住宅ですとか、事業所などにおける基本的な通信手段だということがあるわけですから、今後、IP網に移行したとしても、信頼性だとか、品質の確保というところが、ここは非常に重要になるのではないかと。おそらく一般利用者の方の受けとめ方としては03などの固定電話についてはアプリなどを使った通話サービスに比べると高い信頼性だとか、それから、品質などを期待しているというこ

とだと思いますし、また、特に高齢者の方だとか、地方の方の間ではそういう傾向が強いのではないのでしょうか。実際、私自身も電話をかけるときだとか、もしくは受け取るときなどに、電話番号によって通話相手が利用するサービスの品質だとか、それから、所在地とか、そういうものを認識しながら使っているというのは現実として大きな要素だと思いますので、その意味では例えば03が表示されて、23区内にある固定電話からの着信だと思ったのに全然違うサービスの利用者からの電話だったというような、そういう状況が増えていくというのは、利用者保護の観点から見たときに大きな問題なのではないかなと考えます。

他方で、もう一つの座標軸は、先ほど石戸委員からもありましたし、また、事務局からもご説明がありましたけれども、例えば会社の固定電話番号を使って外出中の社員が発着信できるような、そういう転送電話のサービスということですが、これは非常に便利なものなので、法人向けなどで明らかに一定のニーズはあるということだと思います。そういうさまざまなサービスが提供されているということも、これもやはり厳然たる事実として踏まえなくては行けないと。

最終的には今申し上げたようなさまざまなことに配慮した上で、多面的に考察する必要があるのではないかと思います。加えてこの問題というのは、今まで重要な問題であるにもかかわらず必ずしも十分に議論されてこなかったところがあるわけですので、今回の審議会で一定の考え方を整理するということが非常に重要な意義のあることだと思いますし、繰り返しになりますが、バランスをとったきめ細かい議論を進める必要があるんじゃないかと考えます。

私からは、以上でございます。

○山内部会長　ありがとうございます。

そのほかにご発言ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、電気通信番号政策委員会においてご検討していただき、その結果を報告していただいた上で当部会で審議し、答申をまとめることとしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山内部会長　ありがとうございます。よろしければその旨決定することといたします。

## 報告事項

NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について

○山内部会長　最後に、NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況について、これを総務省よりご説明をお願いいたします。

○松井市場評価企画官　資料4-2-2-1でご説明させていただきます。この資料、次の2-2とあわせまして、一部営業の秘密等にかかわる部分がございますので、その部分については赤枠で委員限りということでお示しさせていただいておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

説明につきまして2ページ目をごらんください。こちら平成27年2月からNTT東西が提供されている光回線の卸売サービス（サービス卸）について、審議会のほうに報告させていただいている背景でございます。

サービス提供以来、総務省といたしましては、サービス卸の提供条件等にかかわりまず適正性、公平性、そして一定の透明性を確保するという観点から、電気通信事業法上の事後届け出制、それから、報告規則に基づく報告、そしてNTT東西のサービス卸ガイドライン、こうしたものに対する対応状況についてNTTから報告をいただいております。

こうした状況を届け出報告の内容を踏まえて、最新の状況、市場動向も踏まえて、こちらの政策部会のほうに報告させていただくものでございまして、前回は28年9月に報告させていただいております。

資料の3ページ目から5ページ目まではご参照いただければと思いますけれども、事後届け出の内容の概要、それから、サービス卸の概要、ガイドラインの概要をつけさせていただいております。

具体的な提供状況の確認でございますが、資料の6ページ目以降、ごらんいただければと思います。

7ページ目でございます。今回、公平性、適正性の観点から確認させていただいている方法でございますけれども、サービス卸提供に係る公平性の観点からNTT東西から届け出を受けている、届け出対象事業者4者の届け出内容の相違を確認しております。

また、サービス卸ガイドラインの対応状況について、NTT東西に確認いただいて、報告をいただいております。

届け出内容の確認につきましてでございますけれども、現在、届け出対象事業者4者以外の卸先事業者全部で688者でございますけれども、含めまして、不公平な取り扱いをつけていないかといったことをみずから確認できるよう届け出契約内容について閲覧に供する措置を講ずる方向で現在調整させていただいているところでございます。

8ページ目をごらんいただければと思います。届け出契約内容の相違点でございます。8ページ目でございますが、届け出内容について再度確認を行ったところ、4点について相違が確認できたところでございますが、①以外の3点につきましてはNTT東西からの周知を踏まえて、各卸先の事業者が選択した内容に応じた相違ということでございました。

①につきましては不当な差別的取り扱いが行われたというところまでは認められませんでした。こうした追加規定の趣旨が他の卸利用事業者にとっても明確となるようにNTT東において対応することが望ましいと総務省としては考えているところでございます。

続きまして、10ページ目をごらんください。NTT東西のサービス卸ガイドラインを踏まえた対応でございます。全体といたしまして、NTT東西からはガイドラインを踏まえて電気通信事業法上問題となり得る行為ということに該当する事実はないという報告をいただいております。

その他、これまでの行政指導等に反する行為に該当する事実もないという報告をいただいております。

また、総務省が行っております市場検証の中で、卸先事業者に対して調査を行ったところ、料金や手続に関する意見や要望というのがございましたが、明確に電気通信事業法上の問題となる行為が行われているという指摘はございませんでした。

こうしたことを踏まえて、総務省としては今後ともサービス卸の提供において競争阻害的な行為や不当な差別的取り扱いがないということを継続して注視していきたいというふうに考えております。

資料11ページ目から14ページ目まで、具体的な項目を記載させていただいております。11ページ目、競争阻害的な料金の設定等につきまして、例えば割引料金の適用、それから、自己の関係事業者のみにサービスを紹介するといった特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に扱うこと。それから、特定の大口割引を行うこと。あるいはバンドル提供。それから、適正なコストを下回る料金の設定。こういったところにつき

ましては問題となるという事例については確認ができていない。特に認められなかったということでございます。

特定の卸の料金について、利用者に対する料金よりも高い料金を設定することという項目につきましても、直ちに利用者料金よりも高い卸料金が設定されているということは認められておりませんが、NTT西日本の利用者料金と卸料金の関係については、この後、資料4 2-2-2でご説明させていただく予定でございます。

それから、13ページ目でございます。13ページ目、14ページ目、両方あわせてご説明申し上げますが、提供手続・期間に係る不当な差別的取り扱い、技術的条件に係る不当な差別的取り扱い、サービス仕様に係る不当な差別的取り扱い、それから、競争阻害的な情報収集、14ページ目でございます情報の目的外利用、情報提供に係る不当な差別的取り扱い、業務に関する不当な規律・干渉、それから業務の受託に係る不当な差別的取り扱い、こうしたものにつきましては、こうしたものに該当する具体的な事例というのは指摘されておられません。また、必要な部分につきましてはNTT東西において規定を行って公表されている。また、全社員を対象とした公正競争に係る社内研修、自主的な点検ということを行っているということを確認させていただいております。

15ページ目は参考でございますが、消費者保護ルールのモニタリング状況ということで、NTT東西サービス卸に関する消費者保護ルールの遵守状況についてもモニタリング会合において確認させていただいております。また、必要に応じて消費者保護ルールのガイドラインの改正、また、不当な電話勧誘等が行われた場合といったところで卸先事業者代理店に対する行政指導といったものを実施しているということ。それから、普及啓発資料を作成して配布させていただいているということでお伝えさせていただきます。

それから、16ページ目以降が市場動向でございます。こちらもご参照いただければと思いますが、ポイントだけ申し上げます。

17ページ目でございますが、現在、東西の卸契約数は1,066万ということになっております。直近の四半期では卸開通数は81万ということでございます。

18ページ目、81万のうち新規が41万、既にNTT東西と契約されている方が卸先事業者に移る転用のケースが40万ということで、新規が転用を上回った状況になっております。これまでは転用のほうが多かったところがございますが、新規がふえてきているという状況でございます。

それから、22ページ目、参考でございますが、接続事業者の収容数に基づく接続料水準と卸料金の比較の資料をつけておりますので、ご参照いただければと思います。

それから、26ページ目でございますが、サービス卸のシェアでございます。全体で申し上げますと、NTTグループの卸契約数の割合というのが50.7%ということで、50%を超えてきているということでございます。増加傾向でございます。

また、事業者形態別に申し上げますと、MNO、携帯事業者との契約が70.2%ということで、7割超ということで、こちらも増加傾向でございます。こうした市場動向につきましては、市場検証のプロセスを通じて引き続き検証していきたいというふうに考えております。

それから、最後に34ページでございますが、サービス卸を活用した新たなサービス例といたしまして、サービス卸の中でございます、さまざまなほかの分野からの事業参入も進んできているところでございます。住宅会社、住宅での導入、それから高齢者向け、さまざまなサービスと連携した展開というのが出てきているところでございますが、引き続きこうしたイノベーションの促進にも期待していきたいというふうに考えております。

資料42-2-1の説明につきましては以上でございます。

○藤野料金サービス課長 料金サービス課の藤野でございます。

続きまして、資料42-2-2に基づきましてご説明させていただきたいと思っております。こちらは表題がございますけれども、NTT西日本の利用者料金、具体的にはファイバー・トゥ・ザ・ホームサービスの長期継続割引の料金でございますけれども、これと卸料金の関係についてご報告させていただきます。こちらは総務省で今調査をやっているものでございまして、その中間結果を今回はご報告するというところでございます。その経緯等も含めて、次のところ、1ページのところからご説明させていただこうと思っております。

今般、調査の対象といたしておりますのは、1ページ、一番上のほうに料金の表が書いてございますけれども、こちらのNTT西日本様のフレッツ光ネクストサービスでございます。こちらは長期利用割引ということで、利用の年数が長くなる。したがって、割引の度合いが大きくなる。そういうふうなサービスでございまして、光もっと<sup>2</sup>割、それからweb光もっと<sup>2</sup>割と両方ございますけれども、戸建て向け、それから集合住宅向けで料金の額が違うとなってございます。こちらにつきまして、1ページの2番の

ところにご紹介してございますけれども、NTT様のほうで提供している卸料金との比較において、要するに、小売料金と卸料金の差が非常に小さい、あるいは逆転しているとなると、卸役務に依存しているほかの事業者にとっては価格圧搾を受けて、事業の継続が難しくなるんじゃないかというふうな問題意識により調査するという事になったものでございまして、こちらは平成28年度の市場検証の年次レポートでご指摘を受けまして、同じページの黒い四角のところに書いてございますけれども、29年度の年次計画に従ってNTT西日本のサービス卸の提供料金、それから、ファイバー・トゥ・ザ・ホームの利用者料金の水準について調査を行ったというものでございます。こちらについては卸料金というふうに言うてございまして、卸役務の提供を受ける会社というのはNTT西日本様からの奨励金なんかも受けてございまして、そういったものも考慮して、価格圧搾のような状況になっていないかというふうな確認をするということをやっております。

ただし、1ページの一番下のほう、4番でご紹介していますが、調査対象になっていました料金につきましては、NTT西日本において、調査の開始以後、利用者料金の設定を見直すということを発表してございます。新しい料金がこの5月から適用されるということになってございます。また、卸料金につきましても引き下げを行うということで見直しが行われました。こちらについては今月、4月1日から適用されてございますので、それについてあわせてご紹介させていただきたいと思っております。

2ページ、ごらんいただきたいと思います。こちら、NTT西日本様、今ご紹介した光もつと<sup>2</sup>割、web光もつと<sup>2</sup>割とございますけれども、これと5月1日以降適用される光はじめ割について料金を並べて比較してございます。光もつと<sup>2</sup>割のほうと光はじめ割のほうをごらんいただきますと、利用から3年目まではほぼ同じような額でございますが、4年目から変わってくるということで、長期継続割引の割引の度合いが光はじめ割では減っているというふうなことでございます。

3ページ、ごらんいただきますと、今の料金について、集合住宅向けについてはもう少し料金が細かく分かれていまして、詳細をここにご紹介しております。ざっとご紹介いたしますと、プラン2、プラン1、プランミニと上から書いてございますが、これは光もつと<sup>2</sup>割等でもあり、それから新しい光はじめ割でもあるわけですが、これはどういうことかと申しますと、プラン2というのは集合住宅で16ユーザー以上が見込まれる。利用者が16以上見込まれる場合に適用。それから、8ユーザー以上で16名

未満であるとプラン1。6ユーザー以上で8未満、要するに、7までですね。ですと、プランミニ、そういうふうなことで適用が変わるということで、要するに、たくさんユーザーが見込まれる場合には割引の度合いが大きくなる、そういうふうな適用をしているものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。今度、卸料金の変更についてのご紹介でございます。こちらは先ほど申し上げましたように、今月1日、4月1日から値下げを行うということで値下げの額については赤枠で委員限りという扱いで恐縮でございますが、こういうふうな値引きがされてございます。

それから、卸料金以外に卸役務の提供を受ける事業者にとって重要なのは質のほうですね。奨励金というのがNTT西日本から払われてございます。これについてもこういうふうな料金だということでご紹介してございます。こういったものもあわせて今回の調査では検討の中に入れてございます。

5ページのほうは西日本地域のFTTH市場の状況ということで、一番上の棒グラフは設備のベースでのシェアということで、NTT西日本65%ぐらいのシェアを持っているということでございますが、実際の小売りの契約となると、下の半分になってございます。大ざっぱで言いますと、NTT西日本自体の契約数は減少して卸利用事業者の契約数が増加するというので移行しているということですね。そういった状況がございましたけれども、ただ、そういった変化率というのが鈍化傾向にあるというのがごらんいただけるかと思えます。

6ページでございます。これはNTT西日本様のフレッツ光のサービスを利用されている方が途中からフレッツ光自体を解約して卸事業者のいわゆるコラボ光と言われているメニューでサービス提供を受ける方、これを転用というふうに言っていますけれども、そういったことをやられる方についてのチャートでございます。こちらも転用の卸契約数の増加というものの、増えてはいますが、伸びというのが鈍化しつつあるというふうな傾向がごらんいただけるかと思えます。

次、7ページでございますが、FTTH市場、西日本地域でどういった状況になっているかというのを時系列を追って簡単にご紹介しているものでございます。平成23年から中部テレコミュニケーション様、ケイ・オプティコム様のサービスで、こういった割引が適用されている。あるいはKDDI様がそういった割引を開始しているという中で、平成24年12月に光もつと<sup>2</sup>割が始まり、それからウェブ経由で申し込むとそれ

をさらに安くするというweb光もつと<sup>2</sup>割というのが25年5月から開催だということ  
とでございまして、その後もほかの事業者からの対抗する料金の設定というのが続いて  
いるというふうな状況でございます。

8ページをごらんいただきたいと思います。今回、どういった検証を行ったかという  
ご紹介でございます。8番、こちらは卸業務についてのガイドラインというのがござい  
ますけれども、この中で特に電気通信事業法上のいろいろな措置の対象となり得る場合  
があるということで、利用者料金と卸料金の設定が逆転している。逆転というのは、要  
するに、卸売料金のほうが高いということですね。というふうなことが電気通信事業法  
上の措置の対象となり得るとということが事例として挙げられてございます。今回はこれ  
も参考にしましたが、あとは9番のほうですね。ご紹介してございますけれども、接続  
料に関して、利用者料金との関係を価格圧搾というものにならないようにということか  
ら見ていくための指針というのがございます。こういった、いわゆるスタックテストと  
いっている検証でございますけれども、これ自体は平成11年から行っていますが、今  
般、その内容を、やり方を見直しまして、2月に新しいガイドライン、指針というのを  
作成してございます。そのやり方に準じた調査というのを今回行ってございます。具  
体的には利用者料金収入の水準、それから振替接続料の総額の水準が20%を下回る場  
合にはもう少しいろいろな検討が必要になるということでございますけれども、これに  
準じまして、20%というのを1つのガイドとして、今回調査を行いました。

9ページのほうをごらんいただきたいと思います。それから、長期継続割引の調査を  
するので、じゃ、どれぐらいの利用年数を見るかというのが問題になってくるかと思  
います。具体的には、NTT西日本様における平均の利用期間というものを考慮いたしま  
した。こちら、ややミスリードなところがありますが、固定系ブロードバンド事業者に  
おける利用継続年数、全体のところ、グラフであらわしてございますけれども、これ  
でも10年以上使われる方が多いというのを見てとれるかと思いますが、これよりは少な  
いんですけども、10年以上継続利用する利用者というのもそれなりにあるというこ  
とで、今般も10年の長期利用期間まで含めた形で比較を行うということをやってござ  
います。

10ページから具体的な比較を行ったものをごらんいただきたいと思いますが、  
転用ですね。先ほど申し上げましたような、NTT西日本のサービスを途中まで受けて  
いて、途中からそのままの設備形態のままで卸利用に移行するといったものをするかど

うかによっていろいろな金額とか変わってきますので、分けて、ここはやってございます。転用を想定しない新規の移転の場合について10ページ、ご紹介していますが。戸建て、集合住宅でそれぞれ料金が違いますので、それをまず分けて検討しています。それから、先ほどご紹介しました新しい料金ですね。光はじめ割というのが5月から始まりますけれども、それか、旧来のもっと<sup>2</sup>割かによって違いますので、それを比較してございます。転用を想定しない場合でございいただきますと、戸建て、集合住宅とも、赤枠の中に黄色で委員限りでございましてけれども、ここが利用者料金の水準と卸料金との差分の比率をあらわしています。ここで先ほど申し上げたように、20%というのを一つの閾値として考えようということで、今回調査を行っていますが、旧来の料金で、その黄色の水準ですが、これが青の水準に変わるということで、大分、利用者料金水準、卸料金水準、接近しているものもございましたが、接近程度をかなり緩和したというのが認められるかと思えます。

続きまして11ページから、転用を想定する場合をございいただきますと思いますが、概略というか、概括したものをございいただきたいと思いますが、戸建て、集合住宅向け、これは旧来の料金についての比較でございましてけれども、まとめてみるとこういうふうな形になるんですけれども。ただ、転用する場合には、申し上げましたように、卸料金や奨励金以外の要素がございまして、転用する場合には、通常、途中でNTT西日本様のサービスを打ち切る、利用をやめるということになると、違約金というのが生じるわけですが、転用ということをする場合には違約金を免除するというのをNTT西日本様では扱ってございます。これが事実上卸側の料金のほうを優遇したような形になりますので、それも考慮した形で比較するのが適切ではないかということで、11ページのところではその比較を行ってございませませんが、12ページからさらに細かく、それぞれの利用形態ごとにそれを分けてございいただきますかと思えます。

12ページと13ページは旧来の料金によるものです。ですので、本年4月まで適用される料金ですね。この表の見方をまずご紹介いたしますが、それぞれの表の一番最初に0年とか、2年とか、4年とか書いています。これは最初、NTT西日本のフレッツ光のサービスを利用している期間です。その後、卸先に移って、またさらにそこから2年、4年、6年、10年というふうにご利用するというふうなことがございましてね。ですので、12ページの表で言うと、上のほうからまずございいただきますと、0年、2年と書いていますが、これはフレッツ光を契約して、0年の間に、すぐに卸先に移って、

2年使う場合という意味でございます。同じように、2年、4年、6年、8年のNTTのサービスの提供を受けた後、卸のほうで何年受けるかというふうに書いてございますけれども、黄色の枠のところは先ほど申し上げましたような利用者料金と卸料金の差分の比率ですが、上側が違約金免除を考慮しないものですね。下側が免除されたものを考慮した場合ということでございますけれども、ごらんいただいたような形の差分状況になってございます。20%を超えている場合もあるし、超えていない場合もあるというふうなのがあるということをごらんいただけるかと思えます。

12ページは戸建て向けサービスでしたが、13ページ、同じように集合住宅向けのサービスと比較してございます。こちらが2割を超えたり、超えなかったりするというふうな状況があるということをごらんいただけるかと思えます。

これが新しい料金になったらどうなるかというのが14ページのほうでございます。こちらは転用前のフレッツ光の契約期間が2年以上だと、全部同じような料金水準になりますので、まとめて書いてございます。こちらをごらんいただきますと、やはり戸建てと集合住宅ですね。今度は青でセルをつくったところですね。ところに差分のところを書いてはございますけれども、上のほうがそれぞれ違約金の免除額を考慮しない場合、下のほうが考慮した場合となってございますけれども、この近接の度合いがかなり緩くなっているというのがごらんいただけるかと思えます。

これが今般の調査の現在の状況でございますけれども、15ページをごらんいただきたいと思えます。こういった状況を見ますと、まず、利用者料金、小売り料金と卸料金の水準、今回調査した料金については逆転というのはなかったわけですが、両者の接近が見られるという場合もございました。しかし、これは特に新しい料金が適用された後というのは非常に限定的であるというふうなことが見れるかと思えます。そういった中ではございますけれども、これについては卸利用の事業者から割引適用後のNTT西日本の利用者料金が低過ぎる。あるいは卸料金が高いということかもしれませんけれども、競争が困難だというふうな意見なんかもございましたので、総務省からはこういった状況でございますが、NTT西日本様には卸料金、料金が適切であるというふうな見地から、どういう考え方で設定しているということになるのかということについてお考えをいただいて、さらにこの調査について我々も検討していこうと思っております。

少し長くなりましたが、以上でございます。

○山内部会長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特によろしゅうございますか。

## 閉 会

○山内部会長　それでは以上で本日の議題は終了ということになりますが、委員の皆様から何かあるいは事務局から何かご発言ございますでしょうか。よろしいですか。

○後潟管理室長　事務局からはございません。

○山内部会長　それでは、本日の会議を終了とさせていただきます。

なお、次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局よりご連絡を差し上げたいと思います。

以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。